

「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託仕様書

- ・ 本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という。）が発注する「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託について提案する者（以下「乙」という。）の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務概要

(1) 目的

本件物産の認知度向上と一層の販路拡大を図るため、大宮駅の人流を効果的に取り込めるよう、大宮駅構内等に埼玉県産品を展示・販売するコーナーを設ける。

2 業務内容

(1) 埼玉県産品の展示・販売コーナーの設置

乙は、自ら JR 大宮駅の駅ナカ若しくは構内で営業する店舗内に埼玉県産品の展示・販売コーナー（以下、「県産品コーナー」という。）を設置する。

ア 県産品コーナーの管理・運営

(ア) 乙は、甲の要請に基づき、埼玉県産品を仕入れ、県産品コーナーに陳列する。なお、陳列に伴う品質管理、衛生管理も同時に行うものとする。

(イ) 乙は、前項により仕入れた埼玉県産品を販売し、月末までの業務状況を翌月 10 日までに甲に報告する。

(ウ) 乙は、県産品の広告・販売促進、県産品コーナーの装飾及び商品 POP 等の業務を実施する。

イ 業務報告

(ア) 毎月末までの業務状況を様式 1 により作成し、翌月 10 日までに甲に報告すること。

(イ) 甲が必要と認めるときは、その求めに応じて速やかに業務報告を行うこと。

ウ 効果検証

乙は、委託を開始から 3 か月を経過する毎に、販売実績等をまとめた報告書を調整し、効果検証会議を実施すること。

【実施月】10月 7～9月の実績

1月 10～12月の実績

3月 1月～3月の実績（見込）

3 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

4 成果物

(1) 成果物の提出

本業務の報告書及びその電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を成果物とする。完成した成果物は電子メールにより提出するものとする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月31日（履行期間の末日）まで

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

(1) 乙は、甲と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

なお、業務遂行にあたっては、乙は甲に業務の進捗状況を密に報告し、甲の指示に従い、遅滞なく業務を進めること。

(2) 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。乙が取り扱う個人情報については、甲の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

(6) 甲は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

(7) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議の上決定するものとする。